

● 2006年6月定例会一般質問

高木質問

民主党さいたま市議団の高木です。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

岩槻人形会館について

まず、岩槻人形会館についてお尋ねいたします。

さて話は少々周辺から入りますが、本市が政令市になって4年目、私もこの議場で、本市が政令市としての都市機能を整備していく上での大型建設議案が多々上程される様に立ち会って参りました。事情や経緯に照らして賛成をしてみりましたが、計画の中には、この大型施設の建設費用があったら、例えばどれだけの生活道路が改善され、どれだけの保育環境が整うだろう等、色々と考えさせられたことも事実です。「なくてはならない」施設は作らなければなりません、「今後あればあったで嬉しい」程度のものをつくる余裕はもうないはずなのです。

では人形会館はどうでしょうか。ここで重要なのは「あればあったで嬉しい」という程度のものが作られてはならない、ということです。では、どういう施設でなければならないのか。

まず、きちんとした集客ができる施設でなければ建設する意味がありません。そして、真に日本における人形文化を感じ、岩槻の場合は特に節句人形ですから、節句というものが古来より日本伝統文化の中で根付いてきたその深さにも触れ、慈しんでもらえるような会館であってほしい。また、この会館が町のひとつの顔、起爆剤となることで、岩槻の街づくり全体が大きく呼吸をし始める、そういう施設であるべきと考えます。会館を人形展示の空間としてのみならず、地元の人々の文化的たまり場として、つまり人形を配した空間の中でちょっとした話を聞けるような場所として使用するということもあるかもしれません。更に、まだ岩槻区以外の市民には人形が自分たちの文化になれていない中で、市民全体が誇りに思い、またそれを通じて市民意識がひとつになっていく、そうした契機となる会館である必要もあると思います。そして、本市には観光資源が色々と逆にイメージがぼやけるという課題がありますが、ここを盆栽となら

んでがんばっていただいて、本市の集客メッセージ発信センターのような役割を担ってもらう必要もあるでしょう。これらの要件を本当に満たした人形会館ができるなら、50年、100年後のさいたま市に必ずや貢献する施設になると考えます。

そこで、以下4点にわたり伺います。

1) 全国的に見てみると、雛人形の産地などに数々の人形会館がありますが、私の調べた限りではほぼ全て民間の業者さんが設置しているものです。行政がやっているのは1件、鳥取市の用瀬のみです。ここから見えてくることは2点。規模は別にして民間でできなくはない事業だということと、他の自治体では作りたくとも採算的に難しく作れないのではないかと、ということです。しかし、そこを本市では行政があえてやるのだというには、それをクリアするだけの意義と戦略をお持ちのことと思います。本市が「公」でやることの理由、意義について、教えてください。また「公」ならではの内容として、こういった展示にするのだということについても、合わせてお聞かせください。

2) さて次に、これから「人形会館基本構想検討懇話会」において検討がスタートするわけですが、この検討の出発点、条件がどのようなことになっているかについて、伺います。良いものを作るには、諸条件が整わなければなりません。しかし、財政の厳しさが増す中ではやりたくてもできないことも出て参ります。現在、この会館建設にあたり、既に活用が想定されている展示品や土地や予算規模などがありましたら、教えてください。逆に、ここまでしかお金はかけられないとか、いついつまでに絶対に完成しなければならないという制約のようなものがあるとしたら、それについてもお聞かせ下さい。因みに僭越で恐縮ですが、集客力に乏しい施設ができるぐらいなら、作らない方がましであります。いえ、作ってはいけないと思います。本当に良いものがマニフェストの期限内にできるに越したことはありませんが、無理ならここは寧ろ、焦らずじっくり時間をかけて条件を整備し、後世の評価に耐えうる施設をつくっていただきたいと思います。

3) 3番目、この施設の整備にあたっては、市内の他スポットへの回遊効果も重要です。市としても期待していることと思いますが、一言で回遊性といっても、ただ点在するスポットがあればお客様がぐるぐる回ってくれるというほど世の中は甘くありません。相当な戦略が必要です。本市の練っている仕掛けについて具体的にお聞かせ下さい。

4) この人形会館の集客にとって、岩槻の歴史ある町並みとしてどう整備されていくかは重要な鍵を握っていると思います。岩槻をもっと昔の「城下町」「宿場町」としての風情を感じられる町並みにデザインをしていければ、観光スポットとしての価値もぐっと上がってくるかと思いますが、ハードの街づくりについても、同時に検討がなされているのでしょうか。以上、答弁をよろしくお願いたします。

分権に備える態勢の整備について (地域のことを地域で決められるようにするために)

それでは、次に「分権に備える態勢の整備について」伺います。

わが国は現在、数百年単位の歴史の大きな転換点にさしかかっています。江戸時代 300 年が分権体制、明治維新で中央集権体制に移行、列強諸国に追いつく為にも国が強力に全国を引っ張って行く体制が必要でした。しかし今、全国一律の整備が必要なものは概ね行き渡り、寧ろ全国一律が地域の実情に合わず、無駄を生じるという事態に立ち至っています。まだまだ国は権限を手放したくないようですが、後は時間の問題で、各自治体に今求められているのは、来る分権時代に通用する態勢を先手を打って整えることだと思います。

そこで関連する本市の「行政改革推進プラン」から 1 点、「区役所への権限委譲」について伺います。

政令市移行から 3 年、区役所はその与えられた役割をスムーズに果たしてきたと思います。しかし今、見直しにあたり、私は国が地方分権を必要としているのと同じ事態が本市にも生じていると考えています。国が諫早湾の干拓事業の必要性が今ひとつピンと来ないまま、一部の地元から長年要請されていたからと財政支出を決めた、しかしもう時代遅れで必要性が薄れてしまい、結局税金が無駄遣いされた、それと同じ構図が大きな体になった本市にも起こり得る状況になっていると思います。とにかく広い市になりました。区単位であれば、くまなく事情を把握できても、その約 10 倍の面積ではそれが容易とはとても思えません。

ハード面であれば、例えばどの道路が足りないのか、危険だから急いで直す必要があるのかなど、その地域の状況をよくよくわかっている担当者がその中で優先順位を考えて整備する、或いはかゆいところに手が届くような肌理細やかな整備を行っていく必要があるのではないのでしょうか。またソフト面でも、それぞれの区の歴史と実情と願いに合わせた街づくりが必要になってきます。それにはやはり、区内で問題解決の決定までできるシステムが必要になってくると思います。

国の地方分権議論に、補完性の原則がありますが、本市でも、区役所でできることはまず区役所としてから、その次に、どうしても効率を考えて本庁でまとめた方がいいのは何かを考えて引き取る、という視点でもう一度組織を見直してみる必要があると考えます。

因みに例えば、通学路の危険箇所がある、現在は複数の課にまたがった調整を学事課さんがしていらっしゃいますが、直接道路ではない課の方がやるのは大変だし、地域事情もわかりにくいことがある。こういった調整を地域の道路を一括して引き受けてくれる総合担当が区役所があれば、ベストの対応がスピーディーにできるのではないかと。そして、効率という観点からは、この地域でこういう道路整備や修繕が必要だと決定されたら、その工事自体の発注という作業は、本庁をバックオフィスとして機能させるべく戻して一括管理するという考え方もあるのではないのでしょうか。

とにかく、区役所を市の行政機能のフロントに持ってくる。市民を顧客とした営業を区役所がやるという発想で考えれば、この点はすっきりします。市の情報はどの担当課のものでも区役所に置いてある。区役所の営業マンは顧客ニーズに合わせて本庁が用意したメニュー、商品（施策ですね）を組み合わせて市民に提案する。そこで提案されたコーディネートを決める権限も区役所にある。しかし、とった注文はバックオフィスで一括事務処理していくという考え方は。この方法であれば、営業マンの数、つまり区役所への人数配置を増やさなくとも、個々の営業マンに幅広い政策分野を身につけてもらうことで対応が可能です。

そこで伺います。

1) 現在既に行政改革推進プランに基づき、区役所への権限委譲は議論が始められていると伺っていますが、その進捗状況はいかがでしょうか。どのような内

容、方向で検討されているのか、現時点での状況について伺います。区役所が独自の施策を更に進めていく方法なども検討されていたら、それについても教えてください。

2) 本市の新たな人員配置計画では5年で5.5%減がうたわれています。単純に考えて、分権すると地方の仕事は増える訳で、「仕事は増えるが人は減らす」で大丈夫なのかという思いもよぎります。ここは、合併効果で削減できる分や様々な行革努力で可能なのだと受け止めているわけですが、この5.5%という数字はどのようにして出てきたものなののでしょうか。今後の分権時代への市役所体制、区役所の機能充実なども勘案した上で積算された数字なのかどうかについても、教えてください。

分権に備える態勢の整備について (予算編成過程の变革について)

さて、関連でもう一つ伺います。

こうして自治体の責任の幅が大きくなる未来においては、その骨格となる予算編成の責任もまた、大きくなることと思います。これまでも執行部の皆さんにおかれましては、毎年大変な思いをして当初予算案を作られていることは十分承知しておりますが、これを議会の側から見ますと、予算委員会という審議の場はあっても、よほどの問題がない限り、翌年に向けた意見は述べられても、予算は通すしかないという側面も持っています。

しかし、これから財政が厳しい中でより良い予算を作っていくためには、議会がシンクタンクとしてもっと機能していく必要があると私は考えます。既に三重県議会ではこの取り組みが始まっており、予算決算委員会という常設の委員会を設置し、執行部より、当初予算編成方針、各部局の当初予算編成に向けての基本的な考え方、当初予算要求状況、当初予算編成状況などが逐次情報公開されるとそれに基づいた勉強と審議を行うということが実施されています。

執行部の皆さんの本音は恐らく「議会よ邪魔をするな」であったり、「議員が口をはさんでも悪くしかならない」ではと勝手に想像するところではありますが、ここは情報公開といっても庁内検討資料の増刷を余分にさせていただきで結

構ですので、まずやってみていただくというのはいかがでしょうか。そうしていただいた情報を、議会がどう生かせるかはまさに議会側の問題になってきますが、まずやらないことにはわかりません。やってダメならやめればいい、そしてこのさいたま市議会のメンバーなら、必ずやその情報を有効に市政に反映させることができるのではないかと考えます。加えて、これは市民が予算を身近に感じて市政に共同参画していく、一つのきっかけにもなると思います。いかがでしょうか、ご見解を伺います。

以上、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

6 月議会回答

1 岩槻人形会館について

高木議員のご質問のうち、1 岩槻人形会館について、お答えいたします。

まず、1点目の、公が整備する意義についてであります。さいたま市の都市としての大きさと形が整った今、地域資源を生かしながら、さいたま市らしさを創っていく時期にあり、そのためには、特色あるさいたま文化を発信していくことが重要であると考えております。

その中で、歴史と伝統に育まれた人形文化を内外に発信することが、さいたま市らしさの創造につながるものと考え、その拠点となる（仮称）岩槻人形会館を、市が主体となって整備するものであります。

当会館は、収蔵資料の展示にとどまらず、人形の歴史・文化や人形作りに関する学習の場として、また、伝統文化の保存・継承機能も備えた施設として整備することを、想定しております。

2点目の、整備に当たっての前提条件についてであります。さいたま市は「若い力の育つゆとりある生活都市文化」を将来都市像のひとつとしており、

すべての市民が、質の高い、心豊かな生活を送ることができる都市づくりを目指しております。その意味からも、多くの人々が、地域や人形の魅力に触れることで、より豊かで潤いのある市民生活の醸成に寄与できるような施設を考えており、学識経験者や区民会議代表、公募委員等からなる懇話会においては、このようなイメージを前提としてご議論をいただければと考えております。

3点目の、観光資源としての活用についてであります。盆栽村、鉄道博物館など他の観光資源や文化施設との回遊性を視野に入れ、整備することも重要であると考えております。

今後、観光振興の視点から、広域的で持続可能な戦略として、基本理念、方向性などを明らかにした観光振興ビジョンを策定してまいります。

4点目の、ハードの街づくりについてであります。昨年12月に策定した「さいたま2005まちプラン」においても、岩槻区を「歴史を受け継ぐ街」として重点的に景観の保全・形成を図っていくこととしており、人形会館の建設にあっても、既存の街並みと調和のとれたものを整備したいと考えております。

いずれにいたしましても、人形会館は、本市の貴重な文化資源の活用を図る意義ある施設としてとらえておりますので、将来にわたり、さいたま市の顔となるような施設として、整備してまいりたいと考えております。

2 分権に先駆けた態勢の構築について

(1) 「地域のことを地域で決められるようにするために」

地方への分権が進む中で、本市におきましても、埼玉県からの権限の委譲を受け、業務量は増大しておりますが、これまでの「行政改革大綱」に引き続き、本年2月に「行政改革推進プラン」を策定し、単に行政内部の効率化やスリム化などの改革にとどまらず、市民との協働や公共サービスのあり方について、もう一度見直すことを改革の対象とし、行政事務の効率化を進めることとしております。また、この行政改革推進プランの具体的な取組みの一つとして、「定員適正化計画」を策定しておりますが、この計画では、平成18年度から平成22年度までの、今後5年間の区役所を含めた市役所全体の業務を捉えて計画した

もので、施設増や制度改正による業務増などによる増員を410名見込む一方、減員については、団塊の世代の大量退職等を勘案しながら、事務事業の見直しや民間委託の推進、再任用職員の活用、及び定員シーリング方式による削減などで940名を見込んでおります。これらを差し引きますと、530名5・5%の純減となるものでございます。また、計画策定にあたり、福祉関係ケースワーカーや消防職、市費負担教員等、その配置に基準が設けられているものにつきましては、これを尊重し、現配置基準を下回らないよう配慮しておりますが、特に必要な配置を行うべきところは、重点化するなど職員の適正配置に努めてまいります。

「2 分権に先駆けた態勢の構築について」の「(1) 地域のことを地域で決められるようにするために」について、お答えします。まず、区役所への権限委譲につきましては、昨年度から「区のあり方の検証」を行う中で検討を進めております。行政改革推進プランに挙げられております区長の予算要求権、また、区の組織体制の充実など、長期的・全体的な視点で検討を行っております。特に、区役所の事務執行権限に関して、建設部門における建設事務所と区的生活課の業務体制について現状を把握するとともに、関係局において更なる市民サービスのため協議を行っているところであります。区役所が市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点でありますよう、本庁組織とのバランスを考慮しながら、区への権限委譲を引き続き検討してまいります。

(2) 予算編成過程の変革について〈答弁要旨〉

2 分権に先駆けた態勢の構築について(2) 予算編成過程の変革について、お答えします。

予算の編成にあたりましては、地方自治法の規定に基づき長が予算案を作成し、予算案の概要など予算関係資料を添えて、議会のご審議をいただいております。

お尋ねの、予算編成過程での情報提供につきましては、毎年度、予算編成方針を公開しているところでございますが、予算編成自体がさまざまな過程を経るとともに、計数など十分に精査を行いながら作り上げてまいりますので、その途中段階における不確定な情報を提供することは、議会における予算審議上、

課題があるものと考えております。

本市におきましては、マニフェストでお示しておりますとおり、事務事業評価、政策評価に基づく新たな予算編成システムの導入に向け検討を行っておりますが、三重県や他の自治体の事例を参考に、より透明性を高めた予算編成の構築に向け研究してまいりたいと考えております。